

中間前金払手続きの簡素化について(お知らせ)

平成 27 年 12 月

鶴岡市ではこの度、中間前金払手続きの簡素化を行うことといたしました。
内容は以下のとおりですので、前払金制度の趣旨を踏まえ、資材業者や下請業者等に対して相応する額の前金払としてご活用いただくようご配慮願います。

1. 必要書類の簡素化

中間前金払の認定資料は、鶴岡市建設工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第36条第4項に基づく「工事履行報告書」に加え「工程表」をもって足りるものとし、「概算出来高金額及び数量を記入した積算内訳書(任意様式)」(以下、「工事内訳書」という。)の提出は不要とします。

ただし、工事履行報告書は、月報を標準としているため、例月の提出及び監督職員による確認がなされていない場合にあっては、現行どおり「工事履行報告書」に加えて「工程表」及び「工事内訳書」の提出が必要です。

2. 請求の自由

契約する際に中間前払金を選択しても必ず請求する必要はありません。
請求するかしないかの判断は、工期が2分の1を経過した時点でしてください。

3. 実施時期

この取り扱いは、平成28年1月1日以降に中間前金払の請求手続より適用することとします。

ただし、本通知前に公告済み等の工事における仕様書等で「工事内訳書」の提出を指示されている場合は発注担当課とご相談ください。

※別紙「中間前払金認定例」もご覧ください。